

令和元年第17回教育委員会定例会

開会年月日 令和元年9月6日(金)

場 所 教育委員会室

出席者	教育委員会	教育長	河 口	浩
	同	委員	新 井	良 保
	同	委員	坂 口	節 子
	同	委員	高 柳	誠
	同	委員	伊 神	泉

議 題

1 陳情

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について
〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書
〔継続審議〕
- (4) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画(素案)の抜本的見直しを
求める陳情〔継続審議〕
- (5) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画(素案)の撤回を求める陳
情〔継続審議〕
- (6) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて
〔継続審議〕
- (7) 平成27年陳情第6号 情緒障害等通級指導学級での指導の存続と情緒障害児教育の充実
・発展を求める陳情〔継続審議〕
- (8) 平成27年陳情第9号 区立小中学校への「学校司書」配置を求める陳情書〔継続審議〕
- (9) 平成28年陳情第3号 就学援助の入学準備金3月支給など、制度拡充に関する陳情
〔継続審議〕
- (10) 令和元年陳情第3号 大泉第二中学校の教育環境保全に関する陳情〔継続審議〕
- (11) 令和元年陳情第4号 大泉南小学校の教育環境保全に関する陳情〔継続審議〕

2 協議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕
- (2) 令和元年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

3 報告

- (1) 教育長報告

- ① 平成30年度歳入歳出決算について
- ② 平成30年度練馬区立小中学校における体罰等の実態把握について
- ③ 平成30年度練馬区立小中学校における暴力行為・いじめ・不登校の状況について
- ④ 平成30年度適応指導教室等利用状況および教育相談室の不登校相談件数について
- ⑤ その他
 - i その他

開 会 午前 10時00分
 閉 会 午前 11時51分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長	木 村 勝 巳
こども家庭部長	小 暮 文 夫
教育振興部教育総務課長	櫻 井 和 之
同 教育施策課長	吹 野 浩 一
同 学務課長	清 水 輝 一
同 学校施設課長	竹 内 康 雄
同 保健給食課長	小 林 敏 行
同 教育指導課長	谷 口 雄 磨
同 学校教育支援センター所長	小 野 弥 生
同 光が丘図書館長	清 水 優 子
こども家庭部子育て支援課長	山 根 由 美 子
同 こども施策企画課長	太 田 喜 子
同 保育課長	宮 原 正 量
同 保育計画調整課長	大 窪 達 也
同 青少年課長	石 原 清 年
同 練馬子ども家庭支援センター所長	武 熊 雅 郎

教育長

ただいまから、令和元年第17回教育委員会定例会を開催する。

本日は傍聴の方が2名いらっしゃっている。

それでは、案件に沿って進める。本日の案件は陳情11件、協議2件、教育長報告4件である。

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について
〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書
〔継続審議〕

- (4) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画(素案)の抜本的見直しを求める陳情〔継続審議〕
- (5) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画(素案)の撤回を求める陳情〔継続審議〕
- (6) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて〔継続審議〕
- (7) 平成27年陳情第6号 情緒障害等通級指導学級での指導の存続と情緒障害児教育の充実・発展を求める陳情〔継続審議〕
- (8) 平成27年陳情第9号 区立小中学校への「学校司書」配置を求める陳情書〔継続審議〕
- (9) 平成28年陳情第3号 就学援助の入学準備金3月支給など、制度拡充に関する陳情〔継続審議〕
- (10) 令和元年陳情第3号 大泉第二中学校の教育環境保全に関する陳情〔継続審議〕
- (11) 令和元年陳情第4号 大泉南小学校の教育環境保全に関する陳情〔継続審議〕

教育長

初めに、陳情案件である。継続審議中の陳情11件については、事務局より新たに報告される事項や大きな状況の変化はないと聞いている。したがって、本日は全て継続としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただきます。

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕
- (2) 令和元年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

教育長

次に、協議案件である。継続審議中の協議案件2件についても、本日のところは継続とし、次回以降に協議を行いたいと思うがよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただきます。

- (1) 教育長報告
 - ① 平成30年度歳入歳出決算について

- ② 平成30年度練馬区立小中学校における体罰等の実態把握について
- ③ 平成30年度練馬区立小中学校における暴力行為・いじめ・不登校の状況について
- ④ 平成30年度適応指導教室等利用状況および教育相談室の不登校相談件数について
- ⑤ その他
 - i その他

教育長

次に、教育長報告である。本日は4件ご報告する。それでは、報告の①番について、
願います。

教育総務課長 他

資料に基づき説明

教育長

まだ説明は続くのだが長いので、ここで1回区切りたいと思う。平成30年度決算の全
体の内容について、冒頭、教育総務課長から説明があった。次に、主な事業について、
主に子育て分野の事業の説明をさせていただいた。ここまでで、何かご質問、ご意見が
あればお出しいただきたい。いかがか。

高柳委員

1ページ、区の一般会計の歳出決算が、平成26年度から30年度で約130億円増
えている中、教育関係費は200億円近く増えているということで、大変ありがたいこ
とだなと思っている。この教育関係費が増えてきたのは、どのような傾向によるものな
のか教えていただきたい。

また、この決算額に含まれる職員の人件費について、学校関係などは都費職員や区費
職員、それから、正規職員のほかに非常勤職員や臨時職員など、いろいろな形があると
思うが、そういった職員の人件費がどの程度入っているのか教えていただきたい。

教育総務課長

まず、教育関係費の伸びだが、主に子育て分野の伸びが大きくなっている。教育分野
も伸びているが、多くは子育て分野である。

次に、人件費だが、教員は都費になるので含まれない。私たち事務局の分については、
1ページの(2)教育関係費の表、教育費の中に187人、子ども家庭費の中に1,43
9人、保育士が多いため桁が1つ増えるが、区職員ということではいっている。その他、
非常勤職員もこの経費に含まれる。

高柳委員

わかった。

教育長

保育所を整備しているのです、その関連経費が非常に増えている。それが主な教育関係費の増加理由だと思う。ほかにいかがか。

坂口委員

産後ケア事業のことについて伺いたい。7ページ(1)の②に、産後ケア事業実施とある。また、新生児訪問だろうか、母子手帳などをお出しになった方に対する面接率は98.5%とある。5ページの(1)②では85.5%になっている。赤ちゃんに訪問できていないことの原因、その後のケアについてはどのように考えておられるのか。社会的に問題になる、子育ての非常に気になるところだと思う。

教育長

これは主に健康部の所管だと思うが、わかるか。

練馬子ども家庭支援センター所長

産後ケアの事業実施の拡大については、これまで1カ所でやってきたところ、3カ所に拡大し、出産直後の不安のあるお母さんたちに対して、対応を図ってきたところである。丁寧に助産師からお母さんに対してケアを行っていると聞いている。

赤ちゃん訪問については、地方へ里帰りする方が多かったり、なかなか帰ってこないという方もいらっしゃる。そういった中で、面接率98.5%で、昨年度に比べて0.1ポイント増えている。

教育長

生まれた子供に対する訪問は、ほとんど全数やっていることは間違いない。保健所を中心としてやっているが、特に産後ケアについては、支援を必要とするお母さん方に対して、そういう場所を設けて、そこをベースとしてケアをしていこうということで、1カ所だったのを3カ所に増やしている。かなり機動力を発揮していて、例えば、支援を必要とするご家庭に訪問に行き、さまざまな相談に乗ったりしている状況である。事業としては非常にうまくいっていると思うが、産後ケアも、産後うつの問題など、いろいろ課題があると思う。

伊神委員

11ページ、(2)保育サービスの③番ICTを活用した子育て関連サービスの拡充については、スマホ世代の親が最も活用できることだと思っている。オンラインの導入は、今の世代は当たり前かもしれないが、何年か前までは、全然そういうところに辿り着いていなかった。私も、このマイナポータルを見させていただいた。子供が生まれてすぐに、スマホを手にし、保育施設の空き情報などを見て、私でも働けるかもしれないなど、自分の生活がうまく働く方向に持っていけるのではないかという希望を抱かせる感じがする。

先ほどの説明で、23件の申し込みがあったということだが、知らない方もいるかもしれないので、申込方法などをもっと周知できないか。皆さんに周知するには、区報な

どしかないのだろうか。出産し、退院するときに赤ちゃんセットなどをもらうが、そういうところに案内を入れるなどしているのか。

保育課長

昨年度、マイナポータルを活用した手続きをはじめて導入し、23件という実績だった。私どもとしても、この件数自体は少ないと感じている。今後、さらに件数を増やしていきたいと考えている。現況届は、既に在園されている保護者の方に年1回、保育の必要性の状況を改めてお伺いするために、当然、個人宛てに送っているものである。今年度の現況届については、個人宛てに封書を送る際に、マイナポータルを活用したオンラインでの現況届もあるということを、個別にチラシを入れる形で改めて周知した。また、この10月から令和2年度の入園の募集が始まるが、そこでも改めて周知を図っていきたいと考えている。こういった工夫を重ねることで、さらに利用者を増やしていきたい。

ただ1点課題がある。マイナポータルを活用した届け出をするためには、前提としてマイナンバーカードをお持ちであること、また、実際に自宅などで手続きをされる場合に、マイナンバーカードの情報を読み取るためのカードリーダー、これは市販のものになるが、こういった設備が必要になる。直近の状況では、マイナンバーカードの練馬区内の普及率は20%程度である。まずは、区全体としてマイナンバーカードの普及、これは総務省もやっているが、こちらの取組と足並みをそろえながら周知していく必要がある。この辺の課題は我々としてもよく認識しているので、今後とも周知に努めていきたいと考えている。

伊神委員

わかった。よろしく願います。

教育長

ほかにかがが。

新井委員

5ページの相談支援体制の整備についてである。まず感想だが、切れ目のない、きめ細かな対応をされているということで、大変ありがたく思う。その中で(2)子ども家庭支援センターにおける児童相談体制の強化ということで、東京都と練馬区との連携強化がある。私が気になるのは、この中の児童養護施設である。東京都の管轄だと思うが、練馬区の事例で、実際にいろいろ検討の末、児童養護施設で対応することとなったケースが何件あったのか。その現状について教えていただければと思う。

練馬子ども家庭支援センター所長

児童養護施設は、東京都の児童相談所で一時保護の後、やむなく必要だということであれば、措置という形で利用している。現在練馬では、その利用状況については残念ながら把握していない。

教育長

児童養護施設、一時保護施設も含めて、練馬の子はどれだけ行っているかわからないということか。

練馬子ども家庭支援センター所長

リアルタイムではわからない。

新井委員

東京都が管轄しているということか。わかった。経費の執行状況の中の(2)子ども家庭支援センターにおける児童相談体制の強化ということで、①専門相談員による巡回訪問支援、②要支援ショートステイ事業という2つの事業をきめ細かにやられているので、漏れはないかと思う。

さらによろしいか。5ページの要支援ショートステイ事業についてである。私も特別支援学校のときに、ショートステイのことについて福祉関係の方といろいろと議論した。母子ともに受け入れる、あるいは母と子を一時期離したほうがいいということで、子供だけのショートステイ、それから、父親の暴力等から引き離すということで、母子がそのままショートステイを利用するなど、いろいろなケースがあるのではないかと思う。練馬の場合、現状はいかがか。

練馬子ども家庭支援センター所長

要支援家庭を対象としたショートステイについては、さまざまな事情により、子ども家庭支援センターの職員のほうから利用を提案する場合がある。今お話しいただいたとおり、母子が少し離れてそれぞれが休憩したほうがいい場合もある。あるいは、お母さんの体調が悪いということでショートステイを利用する場合もある。いずれにしても、重篤なケースというわけではなく、まずは親子それぞれが、こちらの施設を利用して、また違った環境で生活をリセットする形で、14日間の短い期間ではあるが利用していただいている。

新井委員

実際にショートステイを対応する施設は、区の子ども家庭支援センター5カ所の中にあるのか。

練馬子ども家庭支援センター所長

石神井学園と、陽だまり荘の2か所となる。

新井委員

わかった。

高柳委員

関連して質問である。最近、鹿児島県のほうでも悲惨な虐待事例があったりと、繰り返されているわけであるが、練馬区でももちろんそれを踏まえて、支援体制の強化をしていると思う。この支援体制の強化について、30年度は心理職4名、保健師2名の増ということで、強化のあらわれだと思う。虐待関係の専門の方に意見を聞くと、プロの知識や経験を持った方の拡充や配置がほんとうに大事だと言われており、私もそのとおりだと思う。この心理、保健師の方を増やすというのは一番いいことだと思っているが、練馬区として、今後も子ども家庭支援センターの中に、さらに増やす必要があると考えているのか。その辺の状況を教えていただきたい。

練馬子ども家庭支援センター所長

虐待の通告件数については、都の児童相談センターにおいても増えているし、同様に練馬子ども家庭支援センターにおいても、報告の件数は増えている。それに対応するために、区としても職員の増員を図ってきたところである。心理職については親御さんへのケアなどを、保健師については乳幼児に対しての専門的なアドバイスをしていただくという形で対応している。

また、今年度からは、職員の検討会議の中に、児童相談所のOBの方、あるいは弁護士の方に参加していただき、それぞれ個別のケースについて助言をいただいているところである。引き続き職員については、増やしていく方向で検討している。

高柳委員

わかった。

坂口委員

このショートステイのシステムが非常に生きた事例を知っている。土曜日の夕方に、ある母子が暴力をふるわれるので家に帰りたくないということで、主任児童委員が連絡をし、ショートステイにつながった。24時間体制で対応されているのだなど、非常に感心した。救ってもらえる場所が練馬区内にあるというのは、とてもいいことだと思う。

9ページの3(3)発達に不安のある親子のひろば事業、のびのびひろばは、5カ所の子ども家庭支援センターの中で、それぞれ行われているということである。子供たちは、幼稚園などの施設に行っているかもしれないが、親が語り合う場所は少ないので、非常に大事だと思っている。お母さんたちが集って、交流をしているのかなと想像している。親が交流することで、子供たちの現実を受けとめ、みんなとの仲間意識が育てられたらいいなと願っている。

教育長

これはいつ、どういう経過でできた事業なのか。今、実際にはどのような様子なのか。

練馬子ども家庭支援センター所長

30年度から5施設で月1回行っている。31年度からは、こども発達支援センターの協力を得ながら、月1回か2回ということで実施回数を増やしている。お子さんを育

てていく中で、少し心配だというお母さんがいても、なかなか声に出せない。そのようなときに、専門の職員も入って、まずはお母さんのお気持ちを聞いた上で、子育てに対する専門的なアドバイス、あるいはお母さん方相互の交流を図っていくという内容である。

教育長

どのぐらいの方が参加しているのか。資料に記載のある延べ人数を回数で割ると20人弱、10組ぐらいか。

坂口委員

これは利用人数が多い、少ないとかではなくて、この場があるということが大事かと思う。

教育長

親同士の交流の場でもあるし、相談できる場所でもある。大分定着してきたと思う。ほかはいかがか、よろしいか。
それでは、次に進みたいと思う。16ページから説明をお願いします。

教育指導課長 他

資料に基づき説明

教育長

主に教育の分野について、説明をしていただいた。16ページから28ページまでについて、ご質問、ご意見があれば、お出しただければと思う。いかがか。

新井委員

25ページの(5)医療的ケアを必要とする子どもの受入れ態勢の構築。関連して、28ページの同じく(5)の受入れ態勢の構築に関してだが、平成30年に児童発達支援事業所が開設されたということで、子供たち、保護者の方、関係者、大変喜んでいると思う。今、具体的に医療的ケアを受けながら保育園、あるいは学校等に通っている子供の人数を伺いたい。

学務課長

医療的ケアを受けながら通っている人数である。今、練馬区では、指針に基づいて、痰の吸引と経管栄養・導尿、この3行為を行っている。この3行為の対象となるお子さんは、今年の4月時点で7名いらっしゃる。このうち学校が6名、保育園が1名である。

新井委員

この医療的ケアについては当然行われているかと思うが、いわゆるケア会議について伺う。関係者、実際にその手技、医療的ケアを行う方、いろいろな部署の方々との情報

共有がある。万が一命にかかわるようなことが起こらないとは限らないのが、この医療的ケアなので、緊急時を想定した上での対応、どこの病院に搬送するのかなどを考える必要がある。ケア会議や、医療的ケアを受ける子供についてのいろいろな会議のときに、年に何回か、専門医に来ていただくと大変ありがたいと思うが、いかがか。

学務課長

今、委員がおっしゃったように、子供たちを安全に預かるには、当然、本人、看護師、学校長、担任等々が連携することが必要である。まず、利用を開始する段階では、当然医療的ケア会議という形で私どもも参加しながら、どのようにすれば安全に預かれるのかを検討する。医療的行為なので、医師の指示書に基づいて行うわけだが、例えば、血尿が出たといった緊急時の対応については、実際に入る非常勤看護師に、救急車を呼ぶところまでについては担っていただく。その対応は、学校長と連携をとりながらしっかりと行っていく仕組みになっている。

新井委員

わかった。

保育課長

先ほどの学務課長の補足である。28ページ、(5)①である。心身障害者福祉センターの一部を活用して行う、医療的ケアが必要な障害児の発達支援については、現状9名の障害児が通園している。

教育長

ほかにいかがか。

高柳委員

25ページ、支援が必要な子どもたちへの取組の充実については、練馬区教育委員会としての重点施策だと思う。もちろん、教育や子育ては、全員に対して公平・公正に事業をしていくことは大事だが、その中でも十分に教育や子育てがされていない子供たちは、どこかで支援しなければいけない。それが行政の役割だろうと思う。もちろん民間などの力を借りながら、連携しながらということもあると思う。そういう中で、24ページ、地域未来塾とか学校サポーター制度などで、学校の実情に応じた支援をしていく。それから、25ページ、不登校対策ということで、スクールソーシャルワーク事業や、適応指導教室の充実などがあり、学校現場からも、ほんとうに助かっていると聞く。学校が対応できない、または対応が難しいようなところをスクールソーシャルワーカーなど、特別支援教室でもそうだが、専門的な相談員、支援員と一緒に取り組んでいくということで、ありがたいと聞いている。適応指導教室のほうでも、特別な支援を要する不登校の児童・生徒への支援強化ということや、指導協力員による個別学習支援ということで、個別に対応している。大変いいことだと思っているので、これからもよろしく願います。

教育長

ほかにいかがか。

伊神委員

28ページ、4の(1)特別支援教育の充実についてお聞きしたい。小学校は、既に65校での設置が完了しているが、今まで会っていた友達と会えなくなって寂しいなど、親などからそういう問い合わせがあったのかということ。それから、中学生で自我が出てきた場合、その教室に1人で行って行くことを嫌がる子もいるのかなと思う。そういったときの対応として、要望があれば、今まで通っていたところに通えるのかをお聞きしたい。

学務課長

特に発達障害のある、支援の必要なお子さんなので、教育環境が大きく変化することが子供に与える影響は大変大きいものと認識している。小学校では既に全校で、中学校もこの4月から全校設置しているが、今回一斉導入するにあたって、各保護者にアンケートをとった。例えば、今までは情緒通級という形でほかの学校に通っていて、その先生がいい、そこにお友達がいるというお子さんは、引き続き通って構わない。ただ、距離が遠い場合もあるので、今までの学校に通うのか、今回全校に設置した特別支援教室に通うのかを選択できる形にしている。また、ご懸念いただいている特に中学生については、これまでは別の学校に行っていたからよかったものの、自分の学校の別のフロアの教室に通うことが難しいお子さんが多数いるのも認識しているので、同様に激変緩和の考え方で選択いただく形の対応をとっている。

伊神委員

わかった。

教育長

よろしいか。今日は決算の資料ということで説明いただいたが、皆さん方ご承知のとおり、教育委員会の点検・評価にも使うので、これについてはお読み取りをいただいて、点検・評価の議論の際にもお役立ていただければありがたいと思う。よろしく願いをして、この案件は終わる。

次に、報告の②番について、願います。

教育指導課長

資料に基づき説明

教育長

毎年この時期にご報告している、学校における体罰等についてである。何かご質問、ご意見はあるか。

坂口委員

毎年、数字にし、報告してくださることは大変ありがたい。その後の扱い、指導などは、どういったことをされるのか。

教育指導課長

まず、学校内でこういった事例があった場合には、学校長から教育委員会に報告がある。もちろん、学校でも管理職による聞き取りや、さまざまな児童生徒に向けた調査も含めて確実な事実把握をした上で、改めて教育委員会にも報告をいただくことになる。その後は教育委員会、教育指導課においても、学校長、場合によっては当該教員も呼んで話を聞き、改めて事実把握を教育委員会においても行う。その後、指導を行ったり、あるいは東京都教育委員会に報告を行い、さらに調査や指導が行われるという流れになっている。

坂口委員

では、この中には、東京都に報告したのものもあったのか。

教育指導課長

これは、東京都に報告したケースである。

教育長

体罰は、あってはならないわけだから、教育委員会としても当然指導しているし、場合によっては東京都からの処分という形となる。

高柳委員

体罰はないうちに、繰り返し指導や啓発をやっていくのが非常に大事だと思う。実際、各学校では年に何回、どのような指導を教職員に対して行っているのか。

教育指導課長

未然に防止するために、それから、このような事故を起こさないために、各学校では、服務事故防止研修をまとまった時間をとって行っている。大きくは年間を通して2回、7月と12月にかなりの時間をとって行っている。また、毎月東京都教育委員会から出される事故事例の報告があるので、こういったものを各校・園において共有し、事故防止に努めているところである。そのほかに、各学校長・園長の判断で、適宜服務事故の研修を行っている。

教育長

ほかにかが、よろしいか。
それでは、報告の③番をお願いします。

教育指導課長

資料に基づき説明

教育長

学校における暴力行為・いじめ・不登校の状況について説明があった。不登校に関連するので、次の報告の④番も続けて説明をお願いします。

学校教育支援センター所長

資料に基づき説明

教育長

これも毎年、今の時期に報告している、昨年度の適応指導教室等の利用状況、不登校相談件数についてである。今年度は、数字的には少し増えている。教育委員会としても、深刻にこれを受けとめなければならないと思っている。何かご質問、ご意見があったらお出しいただきたい。

伊神委員

4ページの、いじめの発見のきっかけであるが、内訳にアンケート調査とある。このアンケートは毎年やられていると思うが、内容は毎年少しずつ変わっているのか。中学生ぐらいになると、小学生もそうだが、いじめはだめだと言われている中で、「これもそうなのではないか」と言える子が増えたと思っている。

教育指導課長

質問の内容については、大きな変化はない。小学校だと低学年用や中学年、高学年用に、わかりやすい表現で分けているものもあるし、中学校は1つのものをこれまで使い続けている。内容的には、嫌なことがあるか・ないかであったり、いじめに遭っているような場面を見たことがあるか・ないか、つまり、自分以外のことを調査するような内容もある。

伊神委員

わかった。このアンケートを先生方が見逃さないでほしいというのはもちろんだが、このアンケートがほんとうに大事だと毎回思う。ぜひ、これを見逃さないで、小さいことでもかかわってほしい。先生方の仕事が増えてしまうと思うが、少し気になった子に声をかけるだけで全く違うと思うので、ぜひそういう方向でやっていただきたいと思う。

教育指導課長

実は、この調査は東京都では年2回やることになっているが、練馬区ではプラス1回、年3回、学期に1回やっている。この情報については、教育委員会でも共有している。

坂口委員

今、伊神委員からアンケートの質問は変わるのかという、とてもいい質問があった。同じ質問が年3回、中学生1年から3年までだと9回、「あ、また同じ質問だ」というように、子供の立場では、質問事項が全く変わらず、同じものを機械的に答えるということにならないだろうか。都からも同じものが届いているからなのだろうが、子供が正直になれるような、少し質問の工夫とかできないだろうか。中学校にいる間、同じものを機械的に9回答えなければならない。私がもし中学生の立場だったら、変わりなし、変わりなしで答えてしまいそうな気がする。アンケートというのは、先生方の指導の言葉一つでも違う。「これでほんとうに命が助かる子もいるんだよ」とか「どんな小さいのもいいんだよ」とか、いろいろ言い方があるかと思う。

1つ気になったのは、感情のコントロールができないのか、器物損壊や先生に向かっての暴力が増えている。ほんとうに危惧する。一朝一夕にできることではないが、子供の安定、あるいは親も安定しなければいけない。大きな社会的な問題もはらんでいるのかなとか想像しながら、この数字を見ていた。子供たちの貧困、満足な食事ができていないなどの生活状況もあるので、ゼロに近づけるのは難しいことかなと思っている。現場は、きつともっと大変だと思うが、よろしく願います。

教育長

教育がどうあるべきかという根本的な問題にかかわる。家庭や社会のいろいろな問題が子供たちにあらわれてしまう、そういうところに対して、教育がどう子供たちをサポートしていくのかという、ほんとうに根源的な問題だと思う。今日のこの報告は、冒頭私が申し上げたように、いろいろな意味で教育委員会が重く受けとめなければならない数字だろうと思っている。これから1つ1つ、どういうふうにして解決していくのか、皆さん方とも話し合いたいし、さらに学校ともいろいろ話し合いをしていきたいと思っている。

坂口委員

もう一つ質問があった。この間、いじめアプリを導入したが、その後どうか。

学校教育支援センター所長

6月25日から運用を開始している。現段階で、通報があった件数は4件である。全て教育委員会の中で情報を共有しながら対応している。

教育長

4件のうち、学校のほうでも対応していたものも何件かあったのか。

学校教育支援センター所長

4件のうち2件については、既に学校のほうで状況を把握しながら動いていた案件であった。残り2件のうち1件については、小学校時代にあったいじめを思い出して書いていた。もう1件については、内容が、いじめなのかなという感じのものであった。

教育長

4件というのは少ないと思う。せっかく始めたことなので、もう少し周知を、頃合いを見てやるようかなと思う。ほかにいかがか。

新井委員

5ページ、いじめられた児童生徒の相談状況の表の、誰にも相談していないというところで、課長から相談力を伸ばす研修等も考えていると説明があった。このことについての具体的な取組を伺いたい。

教育指導課長

子供たちが相談できるようにするための取組としては、まず1つは環境の整備がある。相談窓口が1つだと、どうしてもなかなか言いにくい場面もあるので、複数を学校のほうでも用意していただく。つまり、話しやすい大人を見つけやすくする環境が必要であると考えます。また、親には伝えることができるということもあるので、保護者との連携を強化していくことも大切なことだと思います。

それから、子供たちのSOSを発信できる力を伸ばすプログラムとして、東京都からDVDが出ている。小学校の場合には、1年生から6年生の中で1度は必ず授業として取り組むこと、また中学校も3年間の間に1度は取り組むことというのがある。これは、子供たちがワークシートに自分の考えを書き、自分でこんなケースは相談できるのだろうかということ、子供たち同士で、学校の情報をもとにしながら話し合うといった授業である。これを実施するように各学校にも伝えており、学校訪問のときにも私どものほうから指導している。

教育長

ほかにいかがか。

高柳委員

先ほどからの報告で、暴力行為等々、大変適切に分析されているし、いろいろな対応をされているのだなと思った。また、新しい対応もしていると思っている。

資料4に示された適応指導教室、居場所支援、それから教育相談室、これは十何年という実績があって、年々拡充されている。スクールソーシャルワーク事業については、近年特に重要視されていると思うが、資料3の7ページなどを見ると、不登校の要因のうち、やはり家庭にかかわる状況では、小学校・中学校でも、昔から無気力や不安などの分類になっているお子さんが多い。ここはなかなか対応が難しいし、時間も労力もかかると思う。区によってもいろいろ違う。そういう中で、適応指導教室、フリーマインド・トライ、居場所支援事業、教育相談、特にスクールソーシャルワーカーは、これからも大切にして、不登校にならない児童生徒が1人でも多くなることを願っている。また、いろいろな配慮を可能な限りしていただきたいと思う。

教育長

ほかにいかがか。よろしいか。
その他の報告は何かあるか。

事務局

特段ない。

教育長

委員の皆様から何かあるか。よろしいか。
それでは、以上で第17回教育委員会定例会を終了する。